

平成25年10月18日(金)  
午後1時30分から午後3時30分まで  
県庁11階1101会議室

配布資料

- 資料1 平成24年度特定鳥獣保護管理事業実績報告書
- 資料2 平成25年度特定鳥獣保護管理事業実施計画書
- 資料3 特定鳥獣に関する各種データ

1 開 会

(始めに、事務局が開会を宣言し、委員16名を紹介後、三坂自然保護課長があいさつを行った。)

2 挨拶(三坂自然保護課長)

(事務局が配布資料の確認を行った後、定足数の報告が行われ、委員16名中14名が出席しており、宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会条例第4条第2項の規定により本会議が有効に成立していることの報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを説明した。続いて、議事(1) 委員長選出について三坂自然保護課長を仮議長として選出した。)

3 議 事

(1) 委員長選出等について

委員長、副委員長の選出について

ニホンザル部会、ツキノワグマ部会、イノシシ部会、ニホンジカ部会委員の指名について

(2) 平成24年度特定鳥獣保護管理事業実施計画の実績について

ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ

(3) 平成25年度特定鳥獣保護管理事業実施計画について

ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ

(4) その他

三坂課長：それでは、暫時の間、仮議長を務めさせていただきます。委員長の選出につきましては当委員会条例第3条第1項の規定により委員の互選により選出したいと思います。どなたか御推薦等がございますか。

土屋委員：御自薦がなければ、委員長に伊澤委員、副委員長に阿部委員を御推薦したいと思います。いかがでしょうか。

三坂課長：只今、土屋委員から伊澤委員を委員長に、阿部委員を副委員長に御推薦する旨の御発言がございましたが御異議ございませんでしょうか。

異議なし。

三坂課長：異議なしということで、当審議会の委員長を伊澤委員に、副委員長を阿部委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上をもちまして、仮議長の役を終わらせていただきたいと思います。

司会：それでは伊澤委員長，阿部副委員長はそれぞれ委員長席，副委員長席に御移動をお願いいたします。  
只今，選出されました伊澤委員長より一言御挨拶をいただきたいと思います。

伊澤委員長：伊澤です。審議に先立ち一言御挨拶申し上げます。本日審議いたしますのは，4種の野生動物についてですが，ツキノワグマは宮城県のこの秋は山のブナの実が大豊作のため，現在のところ例年ほどには里に降りてきていません。しかし，ブナの実が大豊作だと翌年の春の出産数は大幅に増加するので，再び人とのあつれきの深刻化が予測されます。そのような中，少しでも良好な状態で野生動物と付き合っていけるよう本委員会の審議をよろしく願います。

司会：ありがとうございました。それでは，宮城県特定鳥獣保護管理計画検討評価委員会条例第4条第1項の規定により，以後の議事進行を伊澤委員長にお願いし，議事(1) ニホンザル部会，ツキノワグマ部会，イノシシ部会，ニホンジカ部会委員等の指名について，同条例第5条第4項の規定に基づく委員長による各部会に属すべき委員及び部会委員の指名，さらに同第5項に基づく各部会の部会長の部会長及び副部会長の指名を行っていただきたいと存じます。伊澤委員長，よろしく願います。

委員長：それでは，ニホンザル部会，ツキノワグマ部会，イノシシ部会，ニホンジカ部会に属すべき委員と部会委員，各部会長及び副部会長を指名いたします。ニホンザル部会につきましては，部会委員として，京都大学名誉教授の渡邊邦夫さん，特定非営利活動法人ニホンザル・フィールドステーション事務局長の松岡史朗さん，福島大学の木村吉幸さん，東北文化学園大学の岡恵介さん，県からは農産園芸環境課長の小島俊夫さん，林業技術総合センター環境資源部長の玉手幸一さん，当委員会からの委員として私，伊澤の計7名を指名いたします。また，部会長には，渡邊邦夫さん，副部会長には私，伊澤を指名いたします。ツキノワグマ部会につきましては，部会委員として，岩手大学の青井俊樹さん，森林総合研究所の岡輝樹さん，宮城県猟友会の千葉一郎さん，県からは技術参事兼林業振興課長の永井隆暁さん，農産園芸環境課長の小島俊夫さん，林業技術総合センター環境資源部長の玉手幸一さん，当委員会からの委員として土屋剛さん，それに私，伊澤の8名を指名いたします。また，部会長には青井俊樹さん，副部会長には土屋剛さんを指名いたします。イノシシ部会につきましては，部会委員として，宮城大学の石田光晴さん，農業・食品産業技術総合研究機構の仲谷淳さん，丸森町有害鳥獣捕獲隊長の斎藤謙一さん，丸森町農林課の菊地欣也さん，仙台市環境都市推進課の森明子さん，県からは農産園芸環境課長の小島俊夫さん，農業振興課の高瀬修さん，林業技術総合センター環境資源部長の玉手幸一さん，食と暮らしの安全推進課の高橋俊光さん，当委員会からの委員として玉手英利さんの10名を指名いたします。また，部会長には玉手英利さん，副部会長には石田光晴さんを指名いたします。ニホンジカ部会につきましては，部会委員として，宮城大学の石田光晴さん，麻布大学の高槻成紀さん，宮城県猟友会の永松重信さん，石巻地区森林組合の大内伸之さん，石巻農林課の村上秀樹さん，県からは農産園芸環境課長の小島俊夫さん，森林整備課長の小杉徳彦さん，東部地方振興事務所の榎隆和さん，林業技術総合センター環境資源部長の玉手幸一さん，当委員会からの委員として土屋剛さんの10名を指名いたします。また，部会長には土屋剛さん，副部会長には石田光晴さんを指名いたします。以上の方々を指名いたしました，4部会の委員及び部会長，副部会長に御異議等ございましたらお願いいたします。ございませんか。ありがとうございました。それでは，次(2)平成24年度特定鳥獣保護管理事業実施計画の実績について，及び(3)平成25年度特定鳥獣保護管理事業実施計画については関連がございますので一括議題といたします。まず，ニホンザルについて事務局から説明願います。

事務局：(資料1～3により，ニホンザルについて説明)

委員長：何か御意見，御質問等ございますか。

事務局：初めて御参加される方もおりますので若干，補足します。資料3の5ページですが，サルは群れ毎

に評価をして群れ毎に対策をとっている。評価はA～F，WFのランクがありAは野生の中で人間との関係が良好なもの。B，C，D，E，F，WFとなるに従い，より人間にとって好ましくないものとなっている。人に対する反応としてAは数百メートルの距離から人間が接近してくると逃げるといった状況。逆にWFは人を威嚇・攻撃して被害を与える状況。従って，加美町の宮崎の群れはDからEとなり，より人馴れしてきており深刻な状況。仙台・川崎の関山峠の群れはCからBとなり，被害が減ってきているというのがランクの見方です。

委員長：只今の事務局の説明に御質問等がありますか。

事務局：昨年度サルの群れ毎に発信機を付けて追いつげをしたところ，資料3の7ページの被害金額が比較的落ち着き，対策として確立してきているのではないかと説明をした。しかし，23年度から24年度は700万円で収まっていた被害金額が増えている傾向があり懸念している。特に地域的な比較では七ヶ宿町が顕著で対策の届きにくい状況なのではないかと考える。

玉手委員：サルだけでなく他の鳥獣も同じと思うが，費用対効果が言われる最近，どのくらいコストを要するのかが分かれば他の地域の参考にもなると思う。

事務局：各市町村から実績を上げてもらう調査項目にコストが無かったので，以後，項目を追加して情報をまとめたいと思う。

委員長：資料3の5ページについて，加美町の宮崎の群れが去年分裂して寒風沢の群れが誕生した。このように，有害捕獲を強力に進めると，山奥に逃げたサルが新たな群れを作るということがずっと繰り返されている状況にある。他に何か無いか。それでは，詳細は後日開催予定のニホンザル部会での更なる検討をお願いする。次にイノシシについて事務局より説明願う。

事務局：(資料1～3により，イノシシについて説明)

八嶋委員：仙台市は一頭につき5,000円の助成と書いてあるが，その他の市町村はどうなっているのか。宮城県でも一律にした方が良いのではないかと。

事務局：宮城県内では仙台市以外で角田や丸森で報奨金を支払っているところがあると思う。金額は統一されてなく3,000円から10,000円の幅だったと記憶している。

八嶋委員：はい，分かりました。

委員長：私も一律にした方がいように思うが。

事務局：捕獲の報奨金額は農林水産省の補助事業メニューの一種で市町村が決める仕組みになっている。農業被害等の有害被害は農林水産省がメインになっており，また，放射能等の関係で流通が自粛になっていることもあり，自然保護課での実施は難しい。しかし，有害捕獲以外の狩猟で一定程度の抑止効果もあるので，支援策を農林水産省と調整を計りながら検討していきたい。

早坂委員：わな猟の免許取得補助や有害鳥獣捕獲隊員の増員が資料にあった。新しく免許を取る方の講習会を緩和措置で行うと前々回おっしゃっていたが，猟銃免許を保有される方の高齢化や減少に伴い，その後の猟銃免許等の増加率はどのくらいか。

事務局：狩猟される方で有害鳥獣捕獲隊等に入っている方については，講習会等を一部減免する制度ができたので一部負担軽減になった。狩猟者数は免許取得者全体で平成16年は3134人いたが平成24年度は2331人となり6年間に約800人が減少し毎年着実に減っている。内訳では銃猟免許取得者が最も減少している一方，県で農業被害を受けて困っている方に，わな猟免許の取得をお奨めしたところ，平成24年度に37名の方が取得した。猟友会メンバーの平均年齢が60代半ばとなり，構成メンバーの減少に歯止めがかからないため，今年度より新人ハンター養成講座を開講することにした。主に土曜又は日曜の9日間程度，村田のクレー射撃場又は県内各地において座学の他，解体やジビエ料理体験等を有害鳥獣捕獲隊員が実践的に指導する。定員20名で募集を掛けたところ，県内各地から57名の応募があり，定員を若干超えた24名を合格者とした。受講生は24歳から53歳までの平均年齢30代後半で，次世代の有害捕獲隊員になっていただければと思う。また，環境省が昨年度より狩猟の魅力まるわかりフォーラムというイベントを全国各地で実施しており，今年度は宮城

県で誘致し11月9日に夢メッセみやぎを会場に開催する。一般の方を対象に講演会やハンティング体験、猟友会若手ハンターによるフリートキング等、狩猟に対して理解を深める取組を行う。

早坂委員：付随してお伺いしますが、猟だと敷居が高いように思う。これだけ農業被害が出ているのは、鳥獣の個体数が爆発的に増えているためで、数を減らすことが絶対条件になり、わな猟や銃猟をもっと積極的に推進していかなければならないのではないかと。例えば、県の地方振興事務所の職員や出先企業等に条件緩和させる形でわな猟免許を取得させる取組等を県ではされないのですか。

事務局：現在の取組は、猟友会に有害鳥獣捕獲隊の編成をお願いして狩猟の形を主としている。狩猟で捕獲するのみでは農業被害の行く末が限られてしまうが、現在の自然条件を考慮すると個体数を劇的に減らすのは難しく、里と山の間接地帯をどうするのか等の総合的な対策が必要と考える。農林水産省事業の対象メニューで、先進的な市町村では有害鳥獣捕獲を専属的にするプロハンターを雇用する例があるが、今の段階では新人ハンターの養成で新たな参加者を増やしていきたい。わな猟に関しては、狩猟免許取得試験会場を現場に近い場所で開催する、兼業農家の方が試験を受けやすい環境づくりを行っている。狩猟税に関しては県の狩猟関係予算に直結していて、免除等の対応が難しい。全体の予算が減っている中でやるべきことが増えており、事業の取捨選択に悩んでいる。

鈴木委員：わな猟の講習は何箇所かでされているようだが、プロの方に地形条件やエサのことを聞く等して現場での実地講習が大事だと思う。保護柵の鉄筋メッシュはとても効果があり囲ったところでは一頭も出ていないが、他の地域に移り繁殖が進んでしまうことより、本当の意味での対策にならないのではないと思う。

事務局：総合的な対策が必要だと感じている。県ではイノシシの狩猟免許取得者による捕獲研修会を開いている。また、イノシシがいなかった地域でもイノシシが増える前に取組をしようと2年前より個体数調整等を始めた。しかし、今までイノシシがいなかった地域なので狩猟する方々にノウハウがなく、効果的な捕獲に繋がらなかった。今年度はノウハウのある企業とタイアップし、研修会等をして対応するが、元々密度の低い地域で行っているため当然効果が低く捕獲数が少ない。柵を作る件については、柵をしてかつ柵の外ではしっかり捕獲をする対策を考えている。

委員長：他に何かありますか。

玉手委員：防護対策と個体数調整の両方を行うことで市町村の理解をいただいている。被害金額が保護管理の目標設定になっているが、残念ながら目標値達成には至っていない。例えば、防護対策をより強化すると直接的な被害は減る。しかし、それは一過性の効果でしかない。金額が限られているのであれば、防護対策を先にして個体数調整は後という判断をする可能性もある。個体数調査を丸森町でのみしていても、これは丸森町だけの問題ではなく、宮城県全体に貢献があることを県全体で理解した上で市町村支援を進めていただきたいと思います。

委員長：他に何かありませんか。それではニホンジカの説明を願う。

事務局：(資料1～3により、ニホンジカについて説明)

玉手委員：ニホンジカの分布拡大は元々の生息地からじわじわと周辺に進むのではなく、かなり離れた所に飛ぶ形で拡大すると考えられる。現在、山形・秋田・青森で局地的にシカが出ており、山形に関しては村山地域、宮城県側は県中央部から北部にかかる部分で何回か確認されている。現在は分布拡大部分を集中的に保護管理していると思うが、同時にそれ以外の部分も動向を把握する留意をお願いする。おそらく最初に気がつくのは交通事故と思われるので、情報収集をお願いしたい。

委員長：他に何かありますか。

土屋委員：55ページの平成25年の計画で1650と書いてある。女川と石巻で連動してと書いてあり、石巻が1500で女川が1500。表記では初めて見た人は両方合わせて3000と驚くと思う。また、気仙沼が60なので1500と60で1560。あとの90頭をどうするのか。数値が出たからにはリンクされるので検討をお願いします。

事務局：県の計画と市町村の計画がリンクしない部分があり、市町村が計画を立てる際に石巻市も女川市も

県の計画では牡鹿半島地域で1500頭ということそのまま引用したのではと思われる。県の計画で1650頭としたのは牡鹿半島で1500頭、気仙沼・登米等の地域で150頭、合わせて1650頭と出した。主として県の政策に合わせるはずが、気仙沼市は気仙沼市分のみ記載したと思われるので関係市町村と連絡をとって調整したい。

委員長：他にないですか。57ページに被害軽減20パーセントを目標とあるが、シカは直接の被害より森林そのものを破壊し、森林の多様性が失われることが全国的に深刻な問題となっている。県北には保護林や天然記念物が沢山あるので農業や林業被害とともにこの点も留意して欲しい。他にないか。それでは、只今出ました諸々の意見をニホンジカ部会でさらに審議するというところでよろしいか。ありがとうございます。最後に事務局から ツキノワグマの説明願う。

事務局：(資料1～3により、ツキノワグマについて説明)

玉手委員：ツキノワグマはこれまで予測しなかったところにも出没している。どういうところに出て、被害や有害鳥獣捕獲があったのか、過去10年くらいの出没データを分析するとある程度傾向が把握できる。しかし、過去のデータは資料3の26、27ページのメッシュ図しかない。我々にとって、その内訳表では山もあれば町もあり、クマが町役場に住んでいるようなデータとなる。データをGPSで取得すると分析が可能で、今後の出没予測の参考になる。せっかくのデータなので根気よく積み重ねた出没データにしたい。

委員長：よろしく願います。

事務局：クマは有害捕獲が多く 詳細な報告をあげていただいて詳しい出没場所が分かるようになってきている。目撃報告についても、詳細な場所を押さえている。今後、研究者の方がデータを使いやすいように、検討したいと思う。

委員長：他にありますか。資料3の最後のページで個体数や生息状況調査をするとありながら、一方で22ページの保護管理計画では4年間の捕獲総数をこれまでの推定数を基礎に200頭にするという点についてはいかがか。

事務局：前回20年の調査以後、調査をしていないまま改定するのは良くないということで今回調査をすることになった。前回の計画期間中に新しいデータが出てくることを織り込み作成した計画なので、調査結果に基づいて部会等で審議したい。その後の周辺の県の調査結果で、数が増えているデータがあるため、宮城県でも増えていると考えられるが調査を待ちたい。

委員長：分かりました。

事務局：県内を北部・中部・南部の3か所に分けて、ポイントに蜂蜜を置きカメラトラップで調査して、結果を計算式に入れて密度を割り出す。前回より調査ポイントが増えているので、精度が上がると考える。前回の中央値は相当誤差がある中での中央値なので、今回は誤差をどこまで狭められるか悩ましい。調査は単年度を予定していて、今年は豊作年のためどのような影響があるか不安だが、結果を来年内に報告できればと考える。

玉手委員：この調査は環境省を中心にカメラトラップは早稲田大学、私はヘアトラップで平成21年から23年の3年間、北上山地で実施した。これまで宮城県・岩手県の調査は目視や痕跡だったので、新しい手法になると今までより数字が増える。その結果が北上山地のデータである。県全体の生息数はある程度の推定式を使うが、これまで宮城県が把握してきた数値とまず比較して、頭数を慎重に出さなければならない。

委員長：分かりました。他に何かありますか。

早坂委員：自然保護協会の調査では、屋久島の原生林にもニホンジカの食害が出始めている。シカの嫌うシキミやアセビが増えているのは、生態系が変わってきてシカが食べたいものを食べているということである。世界遺産の白神山地のすぐそばまでシカの食害が広がっており、県の北部に入った場合、シカは区別なく食べつくすので、ニホンジカに関しては平成25年計画の目標設定を被害軽減ではなく、植物生態全体に関わる目標設定に見直す御考慮をお願いします。

委員長：はい。後日開催のニホンジカ部会でこの点の検討をお願いします。他に何かありますか。それでは次に、(4)その他に入りますが何かありますか。

各委員：特になし

委員長：無いようであれば、これで議事を終了することとし、進行を事務局にお返しする。

司会：以上で宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会を終了する。